

生駒市条例第10号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

23 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の給料の月額(地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。)は、第3条並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 6級及び7級 100分の1.8

(2) 8級 100分の2

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成1

9年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、特定任期付職員の給料の月額(地域手当、期末手当、特殊勤務手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当の額の算出の基礎となるものを除く。)は、第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 1号給及び2号給 100分の1.8

(2) 3号給から7号給まで 100分の2

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。